

放送大学文献複写規程

平成15年10月1日

放送大学学園規程第35号

改正 平成15年10月8日、平成17年12月6日、
平成21年10月20日、令和7年3月25日

(目的)

第1条 この規程は、放送大学附属図書館利用細則第15条の規定に基づき、放送大学（以下「本学」という。）が受託する文献複写について必要な事項を定めることを目的とする。

(文献複写の受託)

第2条 本学は、教育、研究に供することを目的とする場合に限り、文献複写を受託することができる。

(文献複写の手続き)

第3条 文献複写を依頼しようとする者は、所定の文献複写申込書を附属図書館長に提出して、その承認を得なければならない。

2 附属図書館長は、文献の種類によっては、複写を承認しないことがある。

(文献複写料金)

第4条 前条の規定により承認を得た者は、第5条に定める手続きにより、別表に定める文献複写料金を納入しなければならない。ただし、本学の教員の教育、研究上の必要に基づき行う文献複写についてはこの限りでない。

2 一旦納入した料金は、いかなる理由があっても還付しない。

(料金納入の手続き)

第5条 文献複写料金の納入手続きは、次のとおりとする。

- 一 本学の附属図書館又は学習センターにおいて文献複写を依頼する場合は、指定の場所に複写料金を前納するものとする。
- 二 他の教育研究機関の図書館等を経由して本学に文献複写を依頼する場合は、当該教育研究機関の図書館等が本学の発行する請求書により複写料金を納入するものとする。ただし、当該教育研究機関の図書館等が、国立情報学研究所の提供するILL文献複写等料金相殺サービスに加入している場合は、国立情報学研究所ILL文献複写等料金相殺サービス利用規程の定めるところによるものとする。

附 則

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成15年10月8日）

この規程は、平成15年10月8日から施行し、この規程による改正後の放送大学文献複写規程の規定は、平成15年10月1日から適用する。

附 則（平成17年12月6日）

この規程は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成21年10月20日）

この規程は、平成21年11月1日から施行する。

附 則（令和7年3月25日）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。